

第 1 章 計画の基本的事項

1 見直しの趣旨

伊勢原市環境基本計画を平成16年(2004年)6月に策定し、平成25年度(2013年度)には、計画に位置付けられた施策の進捗状況や、これまでの社会情勢の変化、特に東日本大震災後の環境を取り巻く諸状況の変化、更には国の地球温暖化対策やエネルギー政策の見直しを踏まえ、将来を見据えた本市としての総合的な環境関連施策を推進するため、第二次伊勢原市環境基本計画を策定しました。

その後の環境に関する国際的な動きとしましては、平成27年(2015年)9月の「国連持続可能な開発サミット」で、「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、更に同年12月には、「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において、京都議定書に代わる平成32年(2020年)以降の温室効果ガス排出削減などのための新たな国際枠組を定めた「パリ協定」が採択されました。

国は、これら2つの国際合意を受け、平成28年(2016年)5月には、温室効果ガスの排出量を平成42年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比で26%削減する地球温暖化対策計画を、平成30年(2018年)3月には、SDGsの考え方も活用しながら、「持続可能な生産と消費を実現するクリーンな経済システムの構築」など6つの「重点戦略」を設定し、その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地球循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じた資源を補完し、支え合う取組を推進していく第五次環境基本計画を策定しました。

本市においても、人口減少や少子高齢社会の進展、広域幹線道路の整備による都市構造の変化に伴う都市基盤の整備や既成市街地の再整備など、伊勢原市を取り巻く様々な課題に対応した新しいまちづくりを進めていくため、本市の最上位に位置付けられる伊勢原市第5次総合計画後期基本計画を平成30年(2018年)3月に策定しました。同計画では、土地利用に関し、現在建設中の新東名高速道路等の広域幹線道路や2つのインターチェンジなどによる都市構造の変化を適切に受けとめ、まちの個性・特性を発揮する計画的な市街地の形成など、新たな土地利用の発展を図るとともに、豊かな自然環境の保全と継承に努め、先人が築いてきたまちに磨きをかけ都市の活力を持続し、増進していくことが必要であるとしています。

こうした中、第二次伊勢原市環境基本計画においても、このような国の動向や伊勢原市第5次総合計画後期基本計画との整合を図るとともに、取組の進捗状況の整理や社会情勢などの変化に対応するため、計画期間の中間年度に見直しを行いました。

2 見直しの基本的な考え方

本計画の見直しの基本的な考え方としては、中間見直しであることから、骨格である目指す将来像、分野や取組の柱については、原則変更しないこととし、計画の中間時点である平成29年度(2017年度)における目標の達成状況及び関係法令、社会情勢の変化並びに伊勢原市第5次総合計画後期基本計画との整合性を図り、現状値を基準値として、最終年度(平成34年度)の目標値の再設定など、各分野の目標と目標値の見直しを行いました。

また、国では、平成42年度(2030年度)の温室効果ガスの総排出量を平成25年度(2013年度)比で26%削減する目標を定め、事業者や国民が一致団結して地球温暖化対策に取り組む、国民運動COOL CHOICEを平成27年(2015年)からスタートしており、市民や事業者が主体的に地球温暖化対策を進めるための啓発活動など、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組を進めることが求められています。

そこで、地球温暖化に及ぼす影響が特に大きい温室効果ガスの排出を抑制するため、市民や事業者と協働、連携し、エネルギー使用量の削減など、低炭素社会の実現に向けた取組を進めます。

3 第二次伊勢原市環境基本計画中間改訂版(各分野の目標)新旧対照表

《旧》

分野	No	目標	基準値	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	34年度 (2022年度)
環境教育、学習	1	環境学習年間実施回数の増加	64回	70回						75回
	2	環境に関する啓発イベント来場者数の増加	2,541人	2,850人						3,000人
	3	市民活動サポートセンター登録団体数(環境分野)の増加	12団体	14団体						15団体
生活環境	4	大気汚染に係る5物質の環境基準達成維持	全項目達成							
	5	電気自動車の市内普及台数の増加	52台	700台						2,600台
	6	河川BOD環境基準達成	7河川	10河川						10河川
	7	公共下水道の普及率の向上	76%	78%					82%	(下水道整備総合計画改定時に検討)
	8	公害苦情件数の低減	100件	85件						70件
循環型社会	9	放射能汚染の監視体制整備	大気、食品							
	10	市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量の減少	790g	743g	727g					706g
	11	事業系ごみの年間排出量の減少	4,511t	4,458t	4,323t					4,115t (一般廃棄物処理基本計画改定時に検討)
エネルギー、地球温暖化	12	一般廃棄物資源化率の向上	20.7%	26%	27%					30%
	13	市民1人当たりの年間電気使用量の減少	2,001 kWh	1,900 kWh						1,830 kWh
	14	エコアクション21認証取得支援制度の整備	セミナーの開催など							(事業終了時に検討)
自然環境	15	太陽光発電市内総出力の増加	3.0MW	6.8MW						10MW
	16	森林保育面積の増加	—	270ha						540ha
	17	荒廃農地整備面積の増加	—	5ha						(総合計画後期基本計画策定時に検討)
	18	環境保全型農業直接支援事業の取組面積の増加	—							(事業終了時に検討)
都市環境	19	アライグマ推定生息数の減少	61頭	46頭						30頭
	20	歩行空間に関する道路の整備延長	—	5,450m						(総合計画後期基本計画策定時に検討)
	21	自転車に関する交通事故の割合の低減	25%	20%						(総合計画後期基本計画策定時に検討)
	22	市街化区域の緑被率の増加	7.5%	12%						15%
	23	市民1人当たりの公園面積の増加	4.9㎡	7㎡						8㎡
	24	自然配慮の水路の整備延長	30m	340m						(総合計画後期基本計画策定時に検討)
	25	ポイ捨て防止に関する啓発活動日数の増加	—	21日/年						(総合計画後期基本計画策定時に検討)



《新》

分野	No	目標	基準値	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
環境教育、学習	1	環境学習年間実施回数	98回					112回
	2	環境に関する啓発イベント来場者数	1,836人					3,000人
	3	市民活動サポートセンター登録団体数(環境分野)	15団体					15団体
生活環境	4	大気汚染に係る3物質の環境基準達成	全項目達成					達成維持
	5	電気自動車の市内普及台数	190台					479台
	6	河川BOD環境基準の達成	9河川					10河川
	7	公共下水道普及率	78%					82%
	8	公害苦情件数	41件					30件
循環型社会	9	放射能汚染の監視体制整備	監視体制維持					状況の変化に応じた監視体制整備
	10	焼却対象量	28,217 t/年					24,151t/年
	11	【削除】						
エネルギー、地球温暖化	12	資源化率(中間処理後も含む)	18.6%					28.0%
	13	1人当たりの年間電気使用量	1,609 kWh					1,400 kWh
	14	【削除】						
自然環境	15	太陽光発電市内総出力	11.4MW					13MW
	16	森林施業面積	463ha					538ha
	17	荒廃農地整備面積	5.1ha					8.1ha
	18	【削除】						
都市環境	19	【削除】						
	20	歩行空間に関する道路整備延長	5,051m					12,910m
	21	自転車に関する交通事故の割合	19.7%					17.0%
	22	市街化区域の緑被率	7.1%					15%
	23	1人当たりの公園面積	4.9㎡					8㎡
24	【削除】							
25	不法投棄回収量	8.1t					8.0t	

【注釈】

旧 No. 4: 大気汚染に係る 5 物質 : 二酸化窒素 (NO₂)、二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO)、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM2.5)

新 No. 4: 大気汚染に係る 3 物質 : 二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM2.5)

旧及び新 No. 6: 河川数は市内全 10 河川を分母としています。

旧 No. 10 「市民一人 1 日当たりの家庭ごみ排出量の減少」と旧 No. 11 「事業系ごみの年間排出量の減少」を統合し、新 No. 10 「焼却対象量」としています。

4 計画の期間

平成 25 年度(2013 年度)から平成 34 年度(2022 年度)までの 10 年間

5 計画の対象とする環境の範囲

この計画では、環境問題に係る課題を次のように、大別します。

(1) 環境教育、学習

環境の保全、創造に向けた人づくりや地域づくりを目指し、環境教育及び学習の推進、環境情報の提供や啓発、市民などによる自主的な環境保全活動の支援と連携に取り組みます。

(2) 生活環境

健康で安心して暮らせるまちを目指し、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音や悪臭、化学物質による汚染、更には原子力発電所事故に起因する放射能汚染など、環境汚染の監視や未然の防止対策に取り組みます。

(3) 循環型社会

資源を大切にすするまちを目指し、ごみの減量化やリサイクルの推進に取り組みます。

(4) エネルギー、地球温暖化

低炭素社会の構築を目指し、国でも見直しが行われるエネルギー政策の動向などを見極めながら、省エネルギーの推進と新エネルギーの普及などの地球温暖化防止対策に取り組みます。

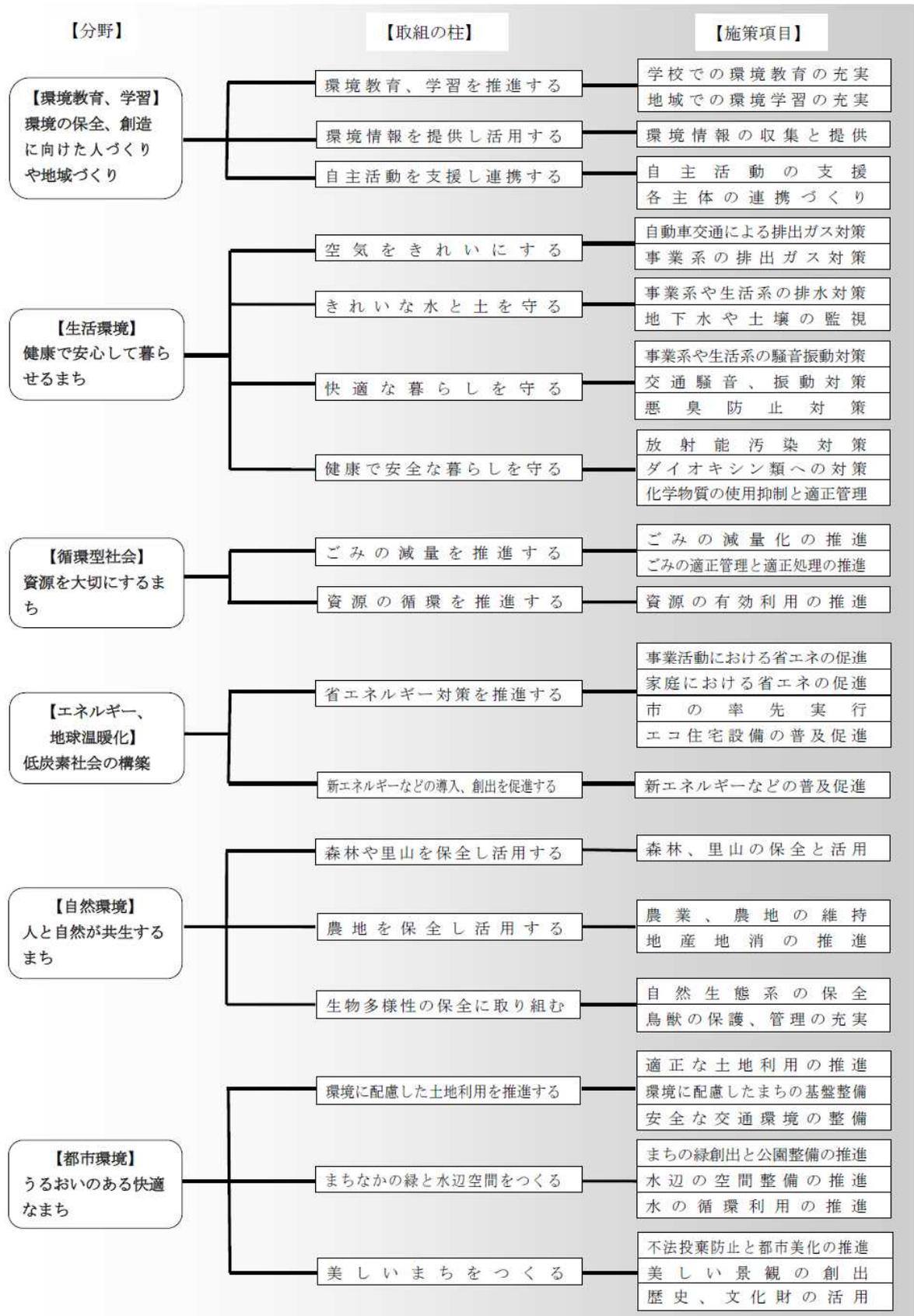
(5) 自然環境

人と自然が共生するまちを目指し、本市の豊かな自然や景観の継承、山林や農地の活用、生物多様性の保全に取り組みます。

(6) 都市環境

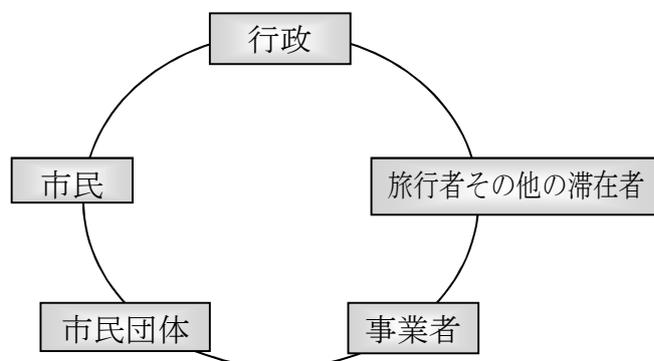
うるおいのある快適なまちを目指し、市街地における緑や公園、親水空間の整備など、清潔で美しい都市環境の創造に取り組みます。

6 計画の体系



7 計画の主体

本計画では、行政、市民、市民団体、事業者、旅行者その他の滞在者とします。



各主体の役割

行政の役割

市民、市民団体、事業者及び旅行者その他の滞在者と協働し、良好な環境の保全及び創造に関する施策を展開していきます。

自ら行う事業に当たっては、環境負荷の低減に努めるとともに、必要に応じて国、神奈川県、近隣自治体とも連携して施策を展開します。

市民、市民団体の役割

市民は、日常生活において発生する環境への負荷の低減に積極的に取り組むとともに、行政、市民団体、事業者が行う環境の保全及び創造に関する活動に協力します。

市民団体は、環境保全活動を積極的に推進するとともに、市民が参画できるように体制を整備し、情報の提供及び活動機会の充実などを図るよう努めます。

事業者の役割

事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、公害などが生じたときには、誠意をもってその解決に当たります。市、市民、市民団体及び旅行者その他の滞在者と協働し、良好な環境の保全及び創造に関わる活動の実践に努めます。

旅行者その他の滞在者の役割

本市への滞在に伴う環境への負荷低減に努めるとともに、本市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力します。

8 計画の位置付け

伊勢原市環境基本条例第10条の規定に基づき、環境の保全などのための個別の施策を総合的、計画的に推進するうえで、よりどころとなる計画として策定します。

本計画は、伊勢原市総合計画に示された将来像を環境の面から実現するための本市における環境行政の最上位計画と位置付けます。

また、関係計画として伊勢原市緑の基本計画、伊勢原市ごみ処理基本計画など地域環境や生活環境に関連する諸計画と整合を図るとともに、国の環境基本計画などとの整合にも配慮します。

